

三春町告示第115号

平成23年12月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年11月28日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成23年12月8日(木) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成23年12月8日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1、応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2) 不応招議員（なし）

2、会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第81号 東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について
- 議案第82号 三春小学校冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第83号 岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第84号 御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第85号 中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第86号 三春中学校冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第87号 沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について
- 議案第88号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 平成23年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第91号 平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第92号 平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成23年12月8日（木曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副 町 長	深谷 茂

総務課長	橋本 國春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本 清文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
建設課長	影山 常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本 良孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年12月8日（木曜日） 午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。ただいまより、平成23年三春町議会12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、5番本田忠良君、6番日下部三枝君の両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月14日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月14日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について。監査委員より、平成23年度第5回、6回、7回、8回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

定期監査の結果について。監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第81号 東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について」から「議案第92号 平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」までの12議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長!

○町長 12月定例会の開会にあたり、ご挨拶と提出議案の説明をいたします。

12月定例会を迎えますと例年のことではありますが、1年の早さを痛感いたします。特に今年は3月11日の東日本大震災、そして津波、原発事故による放射能汚染、避難者の受け入れや仮設住宅の設置、除染対策、町の災害復旧等、振り返って見ますと通常業務と併せ膨大な事務量でありました。これらをこなすことができたのは、町民の皆さんのご支援と議会、町職員の一致協力した賜物でありまして、深く感謝を申し上げたいと思います。今後も町

全体の除染対策事業等、放射線との戦いは続きますのでしっかりと取り組みたいと思います。

提出議案につきましては、東日本大震災関連の請負契約7議案、条例の一部改正が2議案、補正予算が3議案の計12議案であります。十分審査のうえ、全議案可決していただきますようお願いを申し上げて挨拶といたします。

……………議案の質疑……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。
これは、議案第81号から議案第92号までの提案理由の説明に対する質疑であります。
議案第81号「東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第82号「三春小学校冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第83号「岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第84号「御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第85号「中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第86号「三春中学校冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第87号「沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。
議案第88号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第89号「三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第90号「平成23年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第91号「平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第92号「平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第92号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会をいたします。ご苦労様でございました。

(閉会 午前10時7分)

平成23年12月9日（金曜日）

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本 國春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本 清文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
建設課長	影山 常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本 良孝		

教育委員会委員長	武地 優子	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長 職務代理者	小林 健一
------------------	-------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年12月9日（金曜日） 午前10時開会

第1 一般質問

6、会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。私たちの三春町にも初雪が降りまして、いよいよ冬将軍到来かなという寒い日ではありますが、中妻小学校6年生の皆様をはじめ多くの傍聴者の皆様方、大

変ご苦勞様でございます。

それでは会議に先立ちご報告をいたします。

執行者側より、一身上の都合により大石田紘一農業委員会会長が欠席となり、会長代理として小林健一農業委員会会長職務代理者が出席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、だいまより本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可のもと、さる9月、8年ぶりに行われた選挙で5名の新人議員を迎え、新しい議会になってから最初に質問をさせていただきます。

先に通告した、これからの自主財源確保の取り組みと観光に対しての取り組みの2点について質問いたします。

質問に入る前に一言申し述べさせていただきたいと思います。最初の1期4年間、16回の定例会のすべてに質問に立たせていただきました。町執行者側から「議会の皆さんからいろいろな意見や知恵を提言して欲しい。」と言われますので、町のためと考えいろいろな提言をいたしました。残念ながら、その具体化の方向となったものは少なく、「前向きに検討します。」と答えているのが多い感じがいたしました。

しかし、その中でも少しずつ前進するものもありますので、町長がおっしゃる「行政にも民間の経営感覚」すなわちコスト、スピード、サービスが必要との観点、そして来年24年度の町長の予算編成方針のトップにあります「出来ないという前にどうすれば出来るかを考えるべき。」と指示されております。これこそまさに民間の経営感覚だと思いますので、それに沿った答弁をお願いしたいと思います。

それでは、はじめに今後の自主財源の取り組みについて質問いたします。

三春町は、平成14年には一般会計で借入金が約135億8千万円近くになりました。翌15年に新しく鈴木町長のもと、何度かにわたる行財政改革等が進められて参りました。その結果、22年度末には借入金が約90億円となり、この8年間で45億7千6百万円の減額となっております。

しかし、その間に支払った金額は元金で約80億9千万、利息分で約23億4千万の合計104億4千万の返済であったと、今回の各地区のまちづくり懇談会等でも説明されております。多額の金額に驚いた方もきっと多かったかと思われれます。一方、本年10月に改訂されました中期財政計画では大きな自主財源となる町税、すなわち住民税・法人税・固定資産税他等は、平成22年の実績約17億円から第6次長期計画が終わる平成27年では、13億8千8百万円になるとの推計であり、毎年単純に平均すれば6千2百万円以上減少する見込みとなっております。これは長引くデフレ不況による経済の低迷や予想以上の人口減少に起因しているものと思われれます。更に算出が難しいと思いますが、地方交付税も人口減少等で23年度の予算24億円に対し27年度は22億1千9百万円との推定で、これも単純平均すれば年4千5百万円以上の減少推計となっております。今後も行財政改革は継続

しなければならぬことは明白でございます。

2名の監査委員による22年度の決算意見書にも「町の継続発展には自主財源の確保に知恵を絞るべき。」と意見が付されております。決算審査意見書は先月11月発行の「議会報みはる」にも掲載されておりますので、読まれた方も多いと思います。これからの自主財源の確保には、従来の人件費を含めた多方面にわたる削減ではなく、「更なる知恵を絞れ」と言っていると思われます。監査委員の意見や中期財政の見通しなどから、初めに住民税・法人税・固定資産税・その他の町税による自主財源の落ち込みに対し、今後どのように取り組むのか、願わくば増収額、増収策も含め町の対応をお聞かせください。

2番目に監査委員は「町税は減少の一途をたどっており、他の自主財源も増えていない。」とも指摘しております。町税以外の自主財源を増やす取り組みについて町の対応をお聞かせ願います。

3番目に来年2月半ばには、新しいヨークベニマルが開店いたしますが、大型店は地元小売業に大きな影響がでると思われまます。他方多くのお客様が中心街に来ることは、相乗効果が期待できる側面もあります。相乗効果を上げて自主財源につなげるために、町はどのような対策を考え、商工会等とどのような話し合いをしているのかお聞かせください。

4番目に「自主財源確保のために、町・議会・町民の真摯な議論を期待したい。」との監査委員の意見に対し、我々議会もこれから真剣に取り組まなければなりません。多くの町民はそのような見識がないのではないのかと思われまます。昨日、新しい議員に第6次長期計画が渡されましたが、これからの三春町の10年にも書かれておりますが、「少子高齢化や人口減少で厳しい財政運営が迫られ、そのためには町に潜在している資源を見つめ直し歴史・文化・豊かな自然環境を活かしながら町の魅力を高めていくことが町の活性につながり、ひいては人口減少対策につながる。」とあります。「町・議会・町民が計画に対する理解と認識を深め、協働によるまちづくりを一層確かなものにしていく必要がある。」とも書かれております。したがって、町職員・議員・町民によるプロジェクトの立ち上げが、第6次長期計画のまちづくりの目標である「協働により発展しつづける町」にするための一つの案と考えまます。このような考えがあるのかお聞かせ願いたいと思ひまます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めまます。

村上財務課長！

○財務課長 質問にお答えをいたしまます。

平成23年度当初予算において、歳入に占める税収や使用料といった自主財源の割合は35.6%であり、町の財政、財源の多くは地方交付税などの依存財源に頼っているという状況にあります。このような状況は恒常的となっておりままして、例年、各種行政施策の実施において、財源確保という面で腐心しているところでございまます。従いままして、今後、財源の確保がままならない場合は、財政運営で厳しい状況に陥らないとも限りまませんので、歳出面で無駄を省くなど行財政改革を推進することはもちろんとして、いかに自主財源を増加させ、健全な財政運営を行うかは重要な課題であると認識してございまます。

こういった状況、単に三春町だけの問題ではなく、多くの自治体が抱える共通の問題でございまますが、三春町が将来にわたって継続発展していくためには、当然、自主財源の確保に知恵を絞り、英知を結集していかなければならぬことは自明の理であります。

そこで質問にお答えいたしまますが、1点目の税収減に対する取り組みにつきまましては、まず、町税は財政運営の根幹をなすものでありますので、町民税や固定資産税を中心として、課税客体を正確に把握し、滞納整理に力を入れて収納率の向上を図るとともに、納税者の理

解を得た自主納税を促進して参ります。

なお、税収を増加させ、町の活力と自主財源確保のためには、「町民所得の向上、働く場の確保、人口減少対策」が根幹となります。そのため、農業・商業・観光業等の活性化、企業誘致に継続して取り組むとともに、定住人口の減少に歯止めをかける施策を実施して参る考えであります。

しかしながら、これらの取り組み、今般の原発事故により情勢は大きく変わってしまいました。まずは除染の促進、風評被害などの対応を優先させなければ、事は前に進まなくなっている、このような状況については、ご理解いただけるものと考えております。

2点目の町税以外の自主財源、これは歳入の中では限定的ではありますが、その確保につきましては、まず、使用料や利用料については、これまで、行財政改革の取り組みのなかで見直しを行ってきたところでもあります。今後は、未利用町有地の売却を含めた公有財産の有効活用、新たな広告媒体による広告料収入の確保などに、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

3点目のスーパーの開店に関しましては、オープンを機会とした小売店の繁栄については、基本的には小売店自らの経営努力に期待することになりますが、いかに街なかに元気と賑わいを創出するかによって、相乗効果が現われるものと考えられます。既に、スーパーの商工団体への加入、スーパーと商工会による共同イベント開催の計画といった動きがあります。引き続き、スーパーや商工会と一体となって、商店街活性化について協議を重ねて参ります。

4点目の自主財源確保のためのプロジェクト立ち上げについてでございますが、既に人口減少に歯止めをかけるための住宅政策のあり方について、プロジェクトチームを設置し、検討に着手したところでもあります。今後も町の振興を図るため、必要に応じて、課題別にプロジェクト設置を検討していく考えであります。

ご理解をお願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 確かに自主財源の確保に対して、いろいろな施策を打っておられることはいま理解いたしました。それを増やすということがいかに難しいかも私も理解しております。そのためにはですね、今答弁にもありましたけれども人口増とか、職場の創出とか、産業振興、それは今回の事故で出鼻をくじかれたという感も否めませんけれども、ただそれを何かしらやらなければいけないのではないかと私は考えております。そのためにもですね、町民の意識を高めるのも一つではないかと思っております。これは先日感じたことなんですけれども、この間のまちづくり懇談会でですね、財政面について一般会計の借入金がだいぶ減ったと、これは非常に立派な結果だったと思います。それと基金に関してですね、「これぐらいあります。」というふうに報告してございますけれども、それだけですと町民は町の財政は安心じゃないかなと、安心感を与えてしまう恐れもあるのではないかなと思っております。

先般ですね、ちょっと余計なことになりますけれども、議員研修会でみなかみ町に行きまして、みなかみ町ではこのような「まちづくりハンドブック」という物を作って、ここで、まちづくりと財政面に関して年に1回広報以外にですね、発行しているわけです。こういう物、これはちょっと立派過ぎますけれども、もっと簡便な物をですね、事前に作ってですね、全町に配付するのもですね、町民全体が認識を高めるのではないかなと思っております。例

えばまちづくり懇談会ではこういう物を持って来て、そこで懇談会を始めればもっともっとまちづくりに関してですね、多くの町民が参加してくれるのではないかなと思っておりまので、例えば広報10月号、ここに決算報告とかまちづくりが出ておりますけれども、正直言ってこれはあまりにも細かすぎてですね、多くの方は見ていないのではないかなと思っておりますので、例えばまちづくり懇談会などでもですね、こういう物を配ってですね、更に町民の意識を高めてもらうのも一つの方法ではないのかなと思っておりますので、ちょっと併せてですね、検討をしていただきたいと思っております。

それと2番目にですね、いまお答えの中に自主財源の確保の一つとして、例えば広告媒体の活用ということもございましたけれども、それ以外に何か早急にやれるような自主財源の方法等があったらお聞かせくださればと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めますが、最後だけですよね質問は。

村上財務課長！

○財務課長 それではお答えいたしたいと思えます。

税外収入の関係、特に広告料の収入等について力を入れたいというふうに答弁を申し上げましたけれども、もう一つ土地の遊休財産の売却、有効活用について特に力を入れたいというふうに考えております。現在、私の方で把握している数字で申し上げますと、普通財産に区分されますのが、だいたい46町歩くらいありその内ですね、実際未利用地の形となっているのが13町歩ほどありますので、この遊休資産等について売却なり、別な利用方法がないのかどうか力を入れて検討して行きたいというふうには思っております。ただ、その財産について一部インターネット等でですね、公募はしているわけですがけれども、多くの土地が傾斜地であったり道路がないとか、そういういろいろな問題がある土地でもあるということでもありますけれども、ただ、町民の方々にはそういう内容が周知されていないという部分があったりするかと思えますので、今後、広報なりホームページでそういう土地があるということについて周知を図っていききたいというふうに思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 広告収入のことでちょっと思い出しましたので、広告収入は「広報みはる」に載せるようになったのは平成18年からだと思いますけれども、その時の最初の実績が確か110万円くらいかなと、その後、だんだん広告を掲載する方が減ってきて、ここ数年ははですね、予算も60万円前後に低迷していて、実績も60万円前後で推移していると思えます。過去に2回くらい質問をした記憶があるんですが、財務課長もですね「広告収入は立派な財源である。」という答弁をいただいておりますので、広告収入について再度もう1回、力を入れて少しでもやっていただきたいと思えます。例えば、この広報を作るのに年間200万円くらいと記憶しておりますけれども、これを全て広告収入で間に合わせるくらいの気力でですね、それこそ町長の言う、出来ない前に出来る事を考えていただきたいと思えます。広告収入の今後の取り組みについて一つだけ伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村上財務課長！

○財務課長 広告料についての考え方を述べさせていただきたいと思えますけれども、現在、町の方での取り組みというのは、今ご指摘がありましたように「広報みはる」への掲載の外に町営バスさくら号の社内掲載という取り組みも行っているところでございます。町の広告

料の考え方でありませけれども、このことについては、町の第4次行財政計画の中の実施計画の中で広告掲載事業の拡大を検討項目としております。他自治体の例を見ますと封筒ですとか公用車、あるいは提案のありましたホームページのバナー、あるいは観光パンフレット、そういった所に掲載しているというような事例もあるようでございますので、この辺の実施状況についてですね、把握をいたしまして可能性を検討していきたいというふうに思っております。いま申し上げましたように行革大綱の実施計画の中で位置付けしておりますので、毎年ですね、自己評価を行って外部評価も行っていきたいというふうに考えております。

○議長 第2の質問を許します。

○11番(小林鶴夫君) 第2の質問は観光に対しての取り組みについてお聞きいたします。

観光に関しましては、私も他の議員も今まで何回も質問しておりますので、ということはどうですか、結果的には目に見える進展がちょっと少ないのかなということですね、もう1回、今回質問させていただきますが、今年はどうですか、3月11日の大震災とそれに伴う原発事故、更に風評被害等ですね、春の滝桜観光やその後のいわゆる通年観光等はどうですか、思ってもみない結果になってしまったと思います。

1番目にはどうですか、今年の観桜料については、予算約6千3百万の直接的な収入減の外に風評被害等で春のシーズン以降もどうですか、観光客が減っているわけですがけれども、既に観光客減によってどうですか、入湯税はこの定例会の一般会計補正予算でも約2千万近くの減額が示されておりますけれども、この他法人税等どうですか、間接的な収入減が町としてどれくらい見込んでいるのか分かればお聞かせ願いたいと思います。

2番目に平成17年の9月議会で約束された観光アクションプログラムは、その後、具体化されておられませんので、昨年12月議会でも「観光まちづくり連絡会と協議する。」と答弁がなされております。今年の3月議会、更に6月議会でもどうですか「三春町観光ビジョンを早期に作成する。」と答弁されております。この三春町観光ビジョンに対して、この1年間どのような検討がなされているのか進捗状況をお聞かせください。

3番目に観光PR用の新しいDVDが今年の6月議会の答弁では、「向こう1年間くらいで制作する。」と答弁をいただいております。9月の定例会の総務常任委員会ではどうですか、「当面1千枚くらい作成して価格等は観光協会と協議する。」との記録が残っております。この新しいDVDの制作の進行状況やプログラムの内容及び完成時期等をお聞かせ願いたいと思います。そして、その価格等どうですか、その後、観光協会と協議がなされているのかもお聞かせください。

最後にどうですか、来年度の観光に関してどのような取り組みがなされているのか、具体的にお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長 小林議員に申し上げますが、4番目の質問が抜けてはおりませんか。抜くなら抜くで結構ですよ。ただ、通告をされておりますので。

○11番(小林鶴夫君) 申し訳ございませんでした。

4番目にはどうですか、これも過去に何回もご提案しておりますけれども、観桜料チケットの購入者に対して、宅地情報や空き家情報等を提供してどうですか、人口増につなげてはどうかということをご提案しております。観桜料チケットには通し番号が付いておりますので、その通し番号を活用してどうですか、春の季節以外に再度訪れた観光客にどうですか、特典が与えられる仕組みを作ってはどうかという提案でございます。現在、観桜料チケットに関してどうですか、一

部公的な施設の割引とか、入浴の割引をしていることになっておりますけれども、更に全町的なですね、広がりのある特典を設ければ通年型観光も少しは前進するのではないかと思いますので併せてよろしく願いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

今回の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から、9ヶ月になろうとしております。この原発事故によりまして、滝桜だけではなく、すべての観光産業が大きな影響を受けたことは、三春町をはじめとしまして福島県、あるいは日本全体にとっても大変残念なことであると思っております。

1点目の観光業に対する損害のお話しですが、今回の原発事故によりまして直接的な損害といたしましては、お話しのとおり観桜料があげられます。ご承知のとおり観光業は大変裾野の広い産業でございます。旅館・バス・タクシー・土産物、更にはそれらに関連します各種の納入業者さん、多業種に渡ります。したがって、町全体の損害をすべて把握することは非常に難しい状況であると考えております。ただ、観光業の方も、現在、東京電力の損害賠償の相談会にご参加をいただき、損害の申し立てを行っていただいております。町としましては、今後ともご支援を続けて参りたいと考えております。

2点目、三春町観光ビジョン策定についてでございますが、現在、地域の観光資源の掘り起こし、あるいは観光に対するお考え、こういったものを伺うために、各まちづくり協会との意見交換会を実施させていただいております。今後、観光ボランティアガイドの会であったり、さくらの会、あるいは観光に関します関係団体の皆様方との意見交換を重ねながら、素案を作成いたしまして観光まちづくり連絡会を中心に議論を進めて今年度中の策定を目指して参りたいというふうに考えております。

3点目、観光PR用DVDの制作についてですが、三春町観光協会に業務を委託しております。先日、制作業者のプロポーザルが実施されまして、業者が決定したとの報告を受けております。内容につきましては、三春町の自然・歴史・食・催事、こういったものを組み合わせ、動画を中心に制作をして参りたいというふうに考えております。配布先につきましては、旅行会社、メディア、関連施設などを予定しております。制作の期間でございますが、三春町の四季折りの催事、そういったものを映像として記録をする必要もございまして、概ね1年程度の期間を要するのかなと考えております。

4点目、観桜料チケットの有効活用ということでございますが、既に滝桜シーズンには現地におきまして住宅団地のパンフレットの配布、PRこういったことは行っております。ご提案いただきましたチケットの活用方法につきましては、その効果、実現の可否を含めまして観光協会とも協議検討を行って参りたいと考えております。

以上でございます。

大変失礼いたしました。最後でございますが、来年度への取り組みでございますが、今年度に計画いたしました滝桜の対策でございます。残念ながら実施ができなかったわけですが、これを基本に取り組みを進めて参りたいと考えております。具体的には、臨時バス、無料シャトルバスの運行、それから平日を含めましたライトアップの実施、滝桜の売店の充実、こういったことを考えております。また、滝桜観光大使の皆さんのお力を借りまして、滝桜での歌謡ショーなどの催しも計画して参りたいと考えております。更に、滝桜を含めました町全体の観光PRにつきましては、これまで首都圏を中心に繰り返し実施して

参ったわけですが、今後は今議会に補正予算を計上しておりますが、震災復興観光PR事業といたしまして、旅行代理店への訪問PR、あるいは都内の主要駅での観光ポスターの掲示等、これらに積極的に取り組んで参りたいと考えております。

よろしくご理解をお願いします。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 観光DVDについては、既に業者が決定して内容も大方決まったというお話しで、前進していることを大変嬉しく思います。

昨年6月議会でしたかね、答弁では1年間くらいという今年6月ということも考えておりましたが、いま産業課長の答弁のように、向こう1年、確かにいろんな歴史、文化、行事等を映すとなるとどうしても1年くらいは必要なのは理解できます。再来年の春の観光にはですね、必ず間に合うようにDVDをお願いします。と言いますのは、10月10日でしたかね、観光ボランティアの会が中心になって、避難されている仮設住宅に住まわれている葛尾村の方、富岡町の方が50名くらい参加してですね、街中散策をやりました。たまたま、私は町民の一人として散策したんです。3班に分けて散策しまして、私は第2班に入りました。やはり町外から来た方はですね、街中をちょこっと散策しただけでですね、「三春町はこんなに素晴らしい所があるのですね。」と葛尾村、富岡町の方に言われております。やはりですねPRというのは大切だと思います。

それともう一つ、この間のまちづくり懇談会でも話題になっておりましたが、伝統芸能三匹獅子とか、いろいろございますけれども、そういう今まで隠れたですね、文化財的なものですね、ぜひプログラムの中に入れていただきたいと思います。

再来年のシーズンには、DVDが完成できることを確認させていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 DVDの作成につきましては、早速業務の方を進めるようにさせていただきます。お質しのありましたように、1年程度をかけて出来るだけ早急に作成をしたいと考えております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 14番渡邊勝雄君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番（渡邊勝男君） 議長の許しを得ましたので、通告しておきました事項について一般質問をいたします。

大震災、原発事故が発生してから満9ヶ月を迎えるわけですが、政府の対策、対応は歯がゆいばかりであります。我が町においても、今まで経験したことのない災害を受けたことは周知のことと思うとともに、目に見えない放射線の脅威に町民は右往左往と不安を抱えながらの生活を強いられております。町民の不安を一刻も早く取り除く対策、いわゆる放射線対策、除染対策が重要であることを訴えて質問を行います。

1点目は学校給食の放射線安全対策について伺って参ります。発生後、町内の各地で聞く話でございますが、「若い人達はじいちゃん、ばあちゃんが作った野菜は食べない。野菜はスーパーから、米は県外と何だかおかしい時代になったね。」とこう訴える方が多く聞かれました。

我が町の学校給食の食材は地産地消、いわゆる地元で取れた米とか野菜などの食材は地元で消費をしていくという建前で実施しているわけですが、最近の学校給食の食材の利用状況について、町外から買っているのか、また町内の物をどれくらい使っているのか、そのような部分について伺いたいと思います。

特に学校給食の放射線、また安全対策については、保護者の方々は神経をとがらせています。最近、国が学校給食について放射性物質の安全の目安を示されたと同っておりますが、国や県の動向と言いますか動きについて伺いたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 お答え申し上げます。

平成22年度から本格実施となった学校給食の地産地消の取り組みでございますけれども、初年度にもかかわらず地元産の使用率が60%を超す成果を得ることができました。関係する農家の皆様方や間に立っていただいた八百屋さん達のご協力の賜物でございます。

しかしながら、東京電力の原子力発電所の事故により、今年度は、一転、様変わりしております。米につきましては、来年の1月まで町内産の22年産米を使用できることになっておりますが、野菜類につきましては、ほとんどが県外産の利用でございます。三春産につきましてはごく一部の使用状況でございます。

次に、学校給食の安全についての国、県の動きについてでございますけれども、定量下限値が40ベクレル以下の検査機器を購入する場合、50%を補助する旨の報道発表がありました。これにつきましては、市町村単位ではなく都県単位ですね、東日本の17都県単位でございます。今後、制度の詳細や町の考え方について通知や照会がなされるものと考えております。

更に、県の災害対策本部から3台の簡易測定器が操作員の人件費付きで貸与するという通知が入りました。町は、早速、希望の意思表示をしたところですが、このことにより、町の検査体制が更に充実するものと期待しているところでございます。

なお、町内の給食食材につきましては、町ベクレル調べるセンターで11月7日から野菜類を一日3品ずつ、産地、種類を区分しながら検査を行い、いずれも同センターの定量下限値以下でございました。なお、定量下限値は11月までは50ベクレル、12月からは20ベクレルでございます。

国の学校給食に関する放射性物質の基準値も、間もなく示されると聞いておりますので、その動向を注視しつつ対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番（渡邊勝男君） その学校給食の食材の検査機器、県から3台お借りする申込みをしたということですが、町独自で分析機器を導入する考えなどはあるのか、ないのか。借りる機器は1年とか2年単位で利用できるのか。そのようなことについても伺っておきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えします。

町独自で測定機器を購入しないのかというご質問でございましたが、既に町としては3台目までの手配を済ましてございます。現在、ベクレル調べるセンターでは2台稼動してございまして、残る1台については早ければ来年の1月末、遅くても2月初旬には導入する見込みとなっております。ただいま、教育課長より答弁申し上げました3台というのは、それとは別枠でいわゆる追加分というふうに考えてございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○14番(渡邊勝男君) それでは第2の質問をいたします。

高齢者の肺炎予防ワクチン接種無料についてでございますが、この事業は東日本大震災復興支援事業として岩手県、宮城県、福島県の3県に日本赤十字社が支援、実施すると伺っております。高齢者の肺炎予防ワクチン接種は、1回やると7千円くらい掛かると伺っておりますが非常に高い予防接種であります。この接種が無料で支援してくれると伺っておりますが、この事業の要点について伺いたいと思います。

この事業の助成期間が短期的なことから、多分、来年の3月いっぱいとは伺っておりますが、高齢者の肺炎予防ワクチン接種無料については、私自身もその年代に近くなってきております。高齢者とはあまり言いたくはないんですけども、非常に年配の方々には喜ばれる事業ではないかなと、こう思っております。この事業を町が継続して実施すべきと思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 高齢者の肺炎予防ワクチン接種関係についてお答え申し上げます。

1点目の予防接種事業ですが、肺炎は日本人の死因の第4位となっており、75歳を超えると死亡率は急増いたしております。原因としては、肺炎球菌による感染が最も多いとされておまして、この肺炎球菌に対しては予防接種が有効でございます。約8割に効果が期待されております。

このたび、日本赤十字社が、被災地復興支援事業としてワクチンを供給いたしました。そのことで70歳以上の方、これには来年3月末までに70歳以上になる方も含みますが、この70歳以上の方が無料で予防注射を受けることができるようになりました。ワクチンの効果は、5年程度持続いたします。三春町においても町内の医療機関で接種することができますが、接種期間は、来年3月31日までとなっております。ただし、この予防接種は任意の予防接種ですので、医師の説明を受け、納得をしたうえで接種を受けるようお願いいたします。

2点目の助成期間ですが、町の事業としても計画しておりますが、確定的なことについては、国県の動向を踏まえまして判断させていただきたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

渡邊勝雄君！

○14番(渡邊勝男君) この事業はですね、各近隣の市町村も実施しているということも私自身も確認しておりますので、ぜひ三春町でも継続して実施していただきたいと、こうお願いして質問を終わります。

…………… 休 憩 ……………

○議長　それではですね、ここでちょっと議長より申し上げたいと思いますが、中妻小学生の皆さん方が11時にお帰りにおなりたいという申し出がございましたので、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

(休憩 午前10時53分)

< 休 憩 >

(再開 午前10時58分)

…………… 再 開 ……………

○議長　それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番（佐藤弘君）　先に通告してあります2件についてお尋ねいたします。

第1に幼稚園、保育所の一元化についてであります。

1点目は幼保一元化の取り組みの現状についてお聞かせ願います。

2点目は保育料についてかなりの格差があると思いますが、一律化について考えられておられるのかお尋ねいたします。

○議長　第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長　4番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の幼保一元化の取り組みの状況についてでございますが、ご承知のとおり、三春町においては平成10年4月に教育委員会に幼育センターを設置し、幼稚園と保育所の行政上の窓口を一本化するなど、子育てについての多様なニーズに応え、子どもの健やかな成長を図るため幼保一元化を推進してきたところでございます。国においても以前から幼保一元化が議論されてきたところでありますが、今年7月には、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の基本方向性を踏まえた中間とりまとめが行われ、幼保一体化などを中心とした制度設計が示されたところであります。この中間とりまとめにおいては、質の高い幼児教育、保育の一体的提供などを目的とする幼保一体化を推進するとしております。国ではさらに検討を進め、地方公共団体をはじめとする関係者との協議を行うこととしております。

このような状況でありますので、国の動向を踏まえながら、具体的な方策を検討して参りたいと考えております。

2点目の保育料の一律化についてお答えいたします。就学前のお子さんをお預かりする公共の施設は、認可保育所2施設、認可外保育所1施設、幼稚園2施設の計5施設ございます。保育所、幼稚園の制度の違い、保育時間の違いなど施設によって特徴がございます。このため、現在の制度においては、保育料の一律化は難しいと考えております。

しかしながら、先ほどの子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめにおいて、「利用者負担については、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。」としております。国の検討を注視して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) まず、幼保一元化についてでありますけれども、昨年3月でしたか一般質問で一元化についてお尋ねをしております。その中で教育課長の答弁でありますけれども、「三春町におきましては、国等が言い出される前に既に行政の窓口を一本化して進めております。」、そのような中身で「町の取り組みが国よりも一歩前にやっていますよ。」と、こういうことでした。したがって、その後について去年の3月、一元化について今後取り組むとこういうことでしたので、1年半になるわけでありますけれども、今の話ですと国が出してくるのをずっと待っていると、更に7月に出してきてもまた更に待つと、ようするに、今後、国がどうするのか具体的に出るまで待つというような中身の答弁ではないかと、こう思うんです。私としては、この3月の課長答弁にありますように、「国が出る前に三春町は既にいろんな取り組みをやっているんですよ。」とこういうことですから、国が具体的に出るのは2年先なのか3年先なのか分からない中では、やはり町として一歩前に出て取り組むべきではないのか。したがって、できればせいぜい来年度中には具体的な方針を策定するか、そういう答弁にはならないのか再度お尋ねをしたい。

次に2点目の保育料の問題でありますけれども、かなりの格差があると先ほど申し上げました。このかなりの格差というのは、なかなか一般の方はですね、認可保育所と認可外保育所というそういう言葉の中身について知らないというか、なかなか理解できない。認可保育所であれば所得に応じて保育料が決まる。認可外であれば町が一律、5千円とか6千円とかということで決めることができる。したがって、所得に応じてという共稼ぎをしていけばかなりの額が保育料として支払うようになる。これは所得があるから、それは当然だろうと言われればそうなんですけれども、先ほどの答弁の中にも利用者に一定の額を支払っていただくと、こういう今後の取り組みのね、問題の中身としてあるだろうと思うんですけれども、やはり認可外、認可保育所を一本化してですね、できれば一律、要するに認可保育所であればできないだろうと思しますので、認可外にして行く方向の検討をすべきではないのか。その中で一定程度の利用者負担と言いますかね、それは一律に決めて行くと、こういうことが望ましいのではないかと思ひまして質問をいたしましたので、再度お答えを願いたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

教育課長！

○教育課長 ただいまの再質問にお答えいたしたいと思ひます。

まず一元化の関係についてでございます。今から13年前の話で保育センターの話が出たわけでございますけれども、その後、教育課内に幼児教育グループというものを設置しまして教育課の中で児童福祉である保育所、更には学校教育関係の幼稚園ということで一つの視点と申しますか、そういったものでこういった幼児教育、保育を見ているということが一つの幼保一元化であると考えております。更にこれまでどういうふうに取り組んできたかということをお知らせすると、保育所と幼稚園では保育時間が異なります。その中でですね、幼稚園のいわゆる預かり保育と申しますかね、そういった時間を延長しておりますし、更には町独自ではございませんけれども、学校教育法に基づく幼稚園におきましては、教育課程を編成します。2年前ですか、21年度からはですね、保育所においても保育過程を編成す

るというようなことで段々と幼稚園、保育所が近づいてきております。それからですね、当然のことでございますけれども、幼稚園、保育所間の人事の交流でありますとか、月1回程度です所長、園長の合同会議、当然ここには教育課も参加しますけれども、そういったことで、とにかく同じ視点で子ども達を見ていこうというような取り組みをしているところでございます。

続きまして保育料の格差の関係でございますけれども、ご存知のとおりですね、認可保育所におきましては0歳児、6ヶ月以上になりますけれども、そういうお子さんから就学前までの5歳児を預かっております。認可外保育所におきましては、3歳児から5歳児までを預かっております。更に今ほど教育長の方からも申し上げましたけれども、保育の時間の違い、それから、これは一緒にございますけれども保育士ですね、担当できる人数というのですか、最低基準と厚生労働省で呼んでいるんですけれども、0歳児においてはお子さん3名について保育師1人、それから1、2歳児については6名について1人、3歳についてはですね、これはいずれにしても同じなんですけれども20人に1人、それから4、5歳については25名と年齢によってですね、違いがございますので、先ほど教育長が申し上げましたとおり、なかなか一律化は難しいのではないかとということでございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　もう1点、1番の取り組み、来年中にそういうことはできないのかという質問があったと思っております。

○教育課長　失礼しました。来年度、あるいはということでご質問をいただいていたんですけれども、例えば幼稚園で申し上げますと中郷、それから岩江にあるわけでございます、これは3歳児から5歳児を担当しております。北保育所におきましても3歳児から5歳児まで扱っていただいております。第1保育所は0歳児から5歳児、第2保育所は1歳児から5歳児でそれぞれの特徴、あるいは施設の整備された状況がございますので、なかなかそういったことも難しいのではないのかというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長　再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君）　最後の答弁からいきますけれども、要するに来年度中にどういう方向で一元化するのかというそういう検討ですね、出すべきではないかという、こういう質問でした。したがって今はそれとはちょっと離れた答弁でしたのでもう一度お願いをしたい。

それからですね、一元化の内容なんですけれども、今の課長の答弁ですとほぼ大体同じ中身になっているのではないのかなと。そういうことでの幼稚園と保育所の一体化がどうなのかということだけのように思うんです。中身自体としては、特に一緒になっても問題はないんですけれども、施設等の問題、それから先生方の配置の関係、含めて具体的にどうして行くのかというところが問題なのかなと思うんですけれども、そうなのかお尋ねします。

更に、先ほど一律化の問題の中で人数、0歳が3名で先生1人置かなければならないという話がありましたけれども、要するに認可か認可外かというなかでですね、一律化をするためにどうしたら良いのかという、どうすべきなのかという、そういう方向が見当たらない。答弁の中にですね、一律化は難しいということがありましたけれども、一律化する方向

で取り組むのか取り組まないのかが1点。

それから、一律化しようとするばこういう問題がある。したがってこの問題については1年くらいかけて検討したいとか、こういう前向きな話がまったくある意味では見えない。その辺もう一度お願いをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

大内教育課長！

○教育課長 先ほどの最後の問題になりますけれども、いわゆる方針でございます。一元化の方針でございますけれども、平成18年の夏からですね、施設等整備検討委員会というのを町で設置しまして、町長が幼稚園、保育所等のあり方についても諮問を行いました。その結果はご存知のとおりですね、「専門家の検討を待つべきである。」というような答申内容であったと承知しております。そのようなことも踏まえてですね、今後、そのような専門家の意見も聞きながら方針を検討して行かなければならないというふうに考えております。

それから、一元化の内容でございますけれども、今のところは先ほど申し上げたような内容にせざるを得ないと思います。先ほども申し上げましたように、施設関係の制約がございますので、そのようにしたいと考えております。

それから、保育料等の一律化でございますけれども、やはり先ほど人の問題を申し上げましたけれども、そういったものを十分考えないとなかなか結論が出ない問題ということで、教育長答弁で難しい問題というふうに表現させていただいたわけでございます。今後ですね、どういう方法が良いのか検討を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 第2の質問を許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 第2の質問は小学校の再編等についてであります。

1点目は現時点で町内の小学校で複式学級、または学校再編が考えられる年度はいつ頃と思われるか。

2点目は小学校の耐震工事と再編についてどのように考えているのか。

3点目は各地区での話し合いはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 小学校の再編についてお答えをいたします。

町内の小学校に複式学級ができる年度は、現在のところ平成27年度になると推定されます。小学校の学校再編につきましては、平成19年11月、三春町学校等の施設整備検討委員会の二次答申の中で、「複式学級が避けられるまでは小学校の配置は現状維持」という方針が打ち出されております。答申に従えば、複式学級の観点で学校再編が考えられる年度は平成27年度と思われませんが、地区や議会の特別委員会での議論が必要であると考えております。

2点目についてお答えいたします。耐震工事をしなければならない学校施設は、三春小学校と三春中学校になっております。三春中学校はご存じのとおり、平成25年4月に新校舎に移りますので、残すは三春小学校となります。計画では耐震工事とともに大規模改造工事を行うことになっておりまして、平成25年度に設計、26年から27年度に工事を予定し

ております。児童の安全確保と教育環境を整備するためには、耐震工事と大規模改造工事が予定通り実施されることが大切であると考えております。なお、この11月に三春町公共施設整備方針検討委員会が組織され検討しておりますので、そちらの答申を待って再検討して参りたいと思っております。

3点目の各地区での話し合いの状況につきましては、各地区で様々な課題に対し検討がなされていることは聞き及んでおりますが、現在のところ教育委員会として、話し合いの実態については把握しておりません。地区の意見集約の経過について注目したいと考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番(佐藤弘君) 第1点目の件でありますけれども、複式が考えられるのは27年度だということ、もし、再編するかどうかという具体的なことも含めて、この27年度が一つの山場になるんだと。学校の施設検討委員会の答申の内容は、中学校の再編が終わってから小学校について検討をするというような内容で、したがって、中学校の再編といいますと25年、その後に小学校を考えるとこの27年というのは2年しかないんですね、中学校もそうですけれども、検討に入ってそれから各地域の方とお話し合いをして具体的にという4、5年は再編まで掛かっているんですね、したがって、私はそういう意味で前にも一般質問で述べましたけれども、「25年では遅いんじゃないんですか。前もって各地区で話しをできる、そういうことをやっぱり進めて行かなければならないんじゃないんですか。」という話しをしました。その時の教育長は「そうであります。」というような答弁でした。したがって、それなりに各地区でそういう話がぽつぽつ出ているのかなと。したがって、出ているとすれば教育委員会が把握をしていない、知らないという今の時点でそういう答弁はちょっといかがなものかなと思うんですけれども、やっぱりどんな小さなことでもですね、集まって話し合いをしているとするならば、やっぱりそれはきちっと捉えて的確に対処するなり、的確にある意味では方向性を今後見つけて行くという立場ですから、取り上げて行かなければならないだろうと思うのであります。いずれ私はですね、この地区での話し合い、要するに27年が山場といいますかね、そういう時期に来るということですから、本当に地域が自発的に話し合いというのはなかなか難しいのかなと。やっぱりある程度の材料と言いますかね、今後この地区においては、子ども達の数はこうなっていくですよ、ということも含めてですね、問題提起を町がすべきではないかと。そのようなことを考えているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

更に耐震工事の関係でお聞きをしましたけれども、耐震工事は三春小学校だけでその他は該当しないということなんでしょうか。そのことを一つは確認をしておきたいと思えます。

なお、現時点で子どもの数がですね、24年度は134人、そしてだいたいそのような数で推移をして、26年度の生まれた数が108名とこれは極端に減っているようであります。29年度は127人とここでちょっと増えるかと思えますけれども、いずれにしても少子化が進んでいくだろうと思われまますので、この29年度生まれた子ども、これが6年後には小学校ということですから、地域での話し合いもですね、今の小学校のPTAの方が中心ではないんですね。これから学校に入れる、要するに5年後に再編だということであれば、5年

後に学校に入る子どもたちの親がやっぱり主的に関わり合いを持つようになる。したがって、今生まれている学校に上がらない保護者の方が中心にということだと思しますので、その辺も含めて話し合いに参加をさせていくと、こういうことも、当然、考えているだろう思うんですけれども、その辺もお尋ねをしていきたいと思ひます。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 私の方からは耐震についてお答えをいたします。それ以外のことにつきましては、町長の方から答えます。

耐震につきましては、今お答えしたとおり残っておりますのは三春中と三春小でございます。今年度、中妻小の体育館の耐震工事を終了いたしておりますので、残りはその二つでございます。

○議長 鈴木町長！

○町長 質問の中の小学校の再編について、これは教育委員会だけの問題ではありませんので、私の方から考え方を申し上げたいと思ひます。

先ほどの答弁にもありましたが、現在、三春町公共施設整備方針の検討委員会を立ち上げて、いろいろと検討をいただいているとことでもあります。この中で小学校の再編についても、いろいろ話題として上がってくるんじゃないかと、それは、各地区のまちづくり協会長の方々にメンバーに入らせていただいております。

それから、町の方から問題を取り上げるべきではないかというご意見がありましたけれども、中学校の再編と小学校の再編というのは違うというふうに捉えております。それはですね、三春町はまちづくり協会方式を採って町全体のまちづくりを進めております。各地区に小学校があつて、その小学校が一つの中心な役割、あるいは地区住民のよりどころ、いろんな面で小学校が地区にあるという意味というのは非常に大きいと、こういうふうに思っております。複式学級になったらばということは一つの考え方ではありますが、小学校の再編については行政側からですね、再編しようとか、そういう考え方を示すということは現時点では持っておりません。中学校の再編についてはですね、保護者の皆さん方から「再編して欲しい。」と言う声はかなり上がってきたと、上がっておつたと、こういうことが現実でありまして、小学校では、まだそういう声はそんなに聞いてはいないという状況を判断しているということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今の町長の答弁でありますけれども、再編を町の方から取り上げてうんぬんということはという話。私も正にそれはそのとおりだと思ひます。私は再編がすべてだということにはまったく思ひません。ただ、やはり保護者の方から見れば複式になる、子どもが2、3人しかなくなる、こういう状態をどうして行くのかという、このことが大きな問題だろうと思ひます。そういう意味では、先ほど27年度複式になるところいう話もありました。教育委員会として複式になると予想された場合、複式をそのまま複式でやるのか、それとも、他の町でやられているように、先生を町独自に増やして複式を解消してやるのか、そういうようなことも含めてですね、やはり既に検討しなければならないんじゃないかと思ひます。

もう一つはですね、やっぱり地域では本当に目の前に、全体を見たらほとんど生徒がいなくなる、複式どころではないという、来年あたりそうなるという、こういう現状の中でなんとかという話しができる。私はそれは防がなければならないのではないかと、そういう意味で教育委員会サイドから、地域で話しができる材料については、やっぱり提供すべきではないのかと。そういう材料の中で「この年度になるとうちの方は本当に2、3人しかいないんだな。ずっとそういう状態なのか。」「ではどうしましょうか。」というそういうふうなこと、そしてそこで「複式になる。複式はやっぱり困る。そうじゃなくしてくれ。」ということになれば、教育委員会が「その時は先生を町で負担して増やして複式ではなくする。」とか、そういうような話し合いが私は必要でないのかと。したがって、再編を目的として議論をするとか、話しをするんじゃないかと、地域がいつでもやっぱりいろんな面で対応できる、ある意味では問題を自分達の問題として処理できると。したがって、できるだけ町の方からいろんな話し合いのできる材料を各地区に下ろして、そういう条件をつくるべきではないのかと、こういう意味で申し上げておりますので、再度お答えを願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 複式になる年度につきましては、先ほど申し上げた27年度でございますが、実は27年度になります複式は2、3年生になります。2、3年生というのは変則複式と言ひまして、これは県の方から一人講師が参ります。ただし、そのまま3、4年生に行きますとこれは補整が付きません。ですからこれは町の方で何とかしないといけないと思っております。また、議員さんが言われるように出生の数ですね、これをお知らせして予想すると、この年度は複式になるのではないのかとか、そういう情報につきましては、確かにお知らせした方が良い部分もあると思っておりますので、町と協議しながらですね、そういう資料、数値的なものにつきまして、お示しをして参りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 ここで議長より申し上げますが、あと20分程度時間がございます。今日は傍聴者の皆さん方も熱心に傍聴いただいておりますので、続いては本田忠良議員の質問であります。大変恐縮でありますけれども一問やって、あとは午後の部とこういうふうに議長として判断いたしましたのでお願いをしたいと思います。

それでは、5番本田忠良君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番（本田忠良君） 議長の許可を得ましたので、通告しておきました事項について質問をいたします。

始めに新三春中学校建設受注業者、株式会社大林組東北支店の三春町内関係業者に対し、工事発注又は物品納入の現状把握と太陽光発電について質問いたします。

昨年、三春町は新中学校建設にあたり、プロポーザル方式により大手建設社7社の中より、13億2千37万5千円で株式会社大林組に決定されました。先月11月15日、建設現場において安全祈願祭が鈴木町長、本多議長、議員他関係者多数出席のもと、平成24年12月10日無事に完成することを祈って執り行われました。

質問1番目として、この新三春中学校建設にあたっては特定者を選定するための審査項目として条件を付けました。評価基準です。(1)提案評価200点、(2)実績評価20点、(3)設計部門評価60点、(4)施行部門評価20点、(5)工事予定金額200点、合計

500点で評価する訳ですが、(1)提案評価200点の中に、町内業者の工事の参加の割合ということで60点占められています。かなりのウエイトではないかなというふうに思います。

また、応募建設業者の質問の中にこういった質問がありました。「町内業者参加の割合について業者の数、作業従事者の人数等は金額ですか。また、田村市内を含めてもよいのか。」と言う質問に対し、町は「金額とし、三春町内業者に限定する。」との答えでした。昨年8月6日まほらで開かれた公開技術提案説明会、そして、受注が決定してから後の9月14日、三春町商工会主催の説明会において町内関係業者約50人が集まり、同じまほらにおいて請負金額の30%、即ち約3億9千6百万円は町内業者に発注するとの説明でした。安全祈願祭も執り行われ、いよいよ現場での工事が始まったわけ訳ですが、町内には大変期待している関係業者もおります。そういった中で、現在、町として把握している大林組より町内業者への発注済み金額がいくらくらい把握しているかお尋ねいたします。

2番目に大手ゼネコンの大林組に限ってこのようなことはないと思いますが、三春町、三春町民に対し約束したこの金額を万が一、履行出来なかった場合は今後のプロポーザル方式に影響が出ると思われませんが、ペナルティーのようなものがあるかどうかお尋ねします。

3番目に3月11日の東日本大震災、津波による原発事故、三春町はもちろん福島県も放射線汚染が広がり未曾有の大惨事となっているが、そんな中、つい最近、福島県の佐藤雄平知事は「脱原発」を宣言しました。今後、電力不足が心配されるが、近い将来原発に代わるものとして再生可能エネルギー、即ち太陽光・水力・風力・地熱・バイオ等があるが、即戦力のあるものは太陽光です。当初、公開技術提案説明会では太陽光を設置し、保全費用をゼロを目標に、また、ランニングコストは岩江小学校に比べ、13%減の850万円との説明でしたが、今回、太陽光に代わるような設備の導入はあるのか。また、ランニングコストは維持できるのか。更に将来において太陽光を取り付ける考えがあるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 質問にお答えいたします。

新三春中学校建設工事につきましては、去る11月15日に安全祈願祭が執り行われ、本格的な工事に着手したところであります。

当該事業につきましては、町の財政状況が引き続き厳しい状況の中で、民間事業者の知識、技術等を最大限に発揮していただくことにより、コストの縮減や工期の短縮が図られることを期待し、設計・施工一括発注方式を採用したものであります。この中で、特定者を選定するための審査項目の一つに、町内業者の工事参加の割合について提案を求めて実施したところ、お質しのとおり株式会社大林組からは、約30%以上を町内業者へ発注し、その発注実績を町に提出する提案を受けております。現在、工事の着手に併せて実施計画書の提出を求めているところであります。工事の進捗に合わせ適宜報告を求め、状況把握に努めて参りたいと考えております。

また、約束した金額が履行できなかった場合のペナルティーのようなものについては、提案された内容を履行してもらうことを前提に取り組んでおりますので、現段階では想定しておりません。

次に、太陽光発電につきましては、議会に設置された三春町町立学校再編等調査特別委員

会の中でも、基本設計の段階からご議論いただいております。その中で、大林組から今回提案する省エネ手法により、約34%の光熱水費削減が可能となり、ランニングコストが年間850万円となる説明を受けました。ただし、太陽光発電については、環境教材としての要素は高いが、光熱水費の削減については、まだ費用対効果が低い旨の説明を同時に受けました。それらを踏まえ町としては、メーカー各社の特に太陽光発電パネルの性能向上を期待して、より効果的な導入時期を見極めてから設置する方針とし、特別委員会です承していただいたところであります。

また、ランニングコストについては、今般、放射線対策のため三春中に設置するクーラーを、新三春中に移設する計画で事業を進めておりますので、改めて試算を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君） ただいまの説明で十分分かったわけですが、産業用の太陽光というのは確かにお金が高い。多分10kWくらいで1千万、20kWで2千万円くらい掛かるとい話は聞いております。一般住宅の多分7、8倍位の金額が掛かるといこととございませけれども、ただ、費用対効果ということばかり考えないで、ハード面じゃなくてソフト面もやっぱり若干、考えるべきではないかなというふうに思います。環境への貢献といたしましては、地球温暖化に対してのCO2の削減とか、または宣伝効果として環境に優しい三春町としてイメージアップとか、あと教育面では小中学生に対して、太陽光の電気がこうして起きるんだというようなことも考えて、将来はできるだけ設置するように望みたいというふうに思います。

○議長 答弁はいりませぬ。

それでは、更に時間を有効に使うために次に入って参ります。第2の質問を許します。

○5番（本田忠良君） 第2の質問をいたします。

飲料水として飲んでいる井戸水の簡易検査について質問いたします。先ほども述べましたが、原発事故により放射能汚染にさらされている町内には、上水道が通っていない地域がまだまだあり、こうしている時も小さな子どもから大人まで飲料水としている家庭も多いと思われませ。

始めに、現在、町では井戸水に関して放射検査を依頼された場合は、郡山市内にある株式会社日本化学環境センターに斡旋しており、10月末現在71件の申込みがあったとされておりますが、その結果について追跡調査等を行ったかどうかお尋ねいたします。

2番目に、町内において、いま井戸水を飲料水としている世帯は約1千世帯あると思われませ。簡易検査料は1回につき、12,600円掛かりませ。汚染場所は常に随時変わるものと思われませ。一度検査して基準値以下だからといって安心はできません。月に一度、少なくとも2、3ヶ月に一度は検査したいと思う住民の方が多いいと思われませが、家庭の負担増でそういかないのが現状です。このような観点から検査料12,600円について、補助金を出すか、更に無料にする考えがあるかをお尋ねませ。

最後に、近隣市町村では約50万円位の比較的安価と思われ放射能簡易測定器を購入し、無料で検査を行っているようですが、今後、三春町でもそうした考えがあるか併せてお尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めませ。

橋本住民課長！

○住民課長　お答えいたします。

1点目のご質問でございますが、井戸水の放射性物質の検査につきましては、6月の中旬頃から幹旋業務を始めております。現在までに83件の検査を行っているところでありますが、その検査結果につきましては、本人の了承を得たうえで情報を共有しておるところでございます。現在まで83検体すべてから放射性物質は不検出であるというふうな報告をいただいております。なお、井戸水を利用している学校等でも定期的に継続的に追跡調査を行っております。その検体すべてから不検出との結果が出ておりますので、今まで幹旋してきた個人の井戸水の再調査につきましては、個人の判断に委ねているところでございます。

2点目のご質問でございますが、井戸水、自己水源である井戸水につきましては、その安全性は自ら確保するという個人の管理責任のものでありますので、町としてその検査に要する経費の補助や無料化については、現在のところ考えてはおりません。

3点目のご質問でございますが、NAI、ヨウ化ナトリウムシンチレーション式のサーベイメータの検出器による検査のことと思われませんが、簡易測定器で計測した場合、正確性を欠くことがございますので、安全性の観点からも計測数値の信頼性を重視して、今まで通りに専門検査機関への幹旋により進めていきたいというふうに考えております。

ご理解をよろしく願いいたします。

○議長　再質問があればこれを許します。

本田忠良君！

○5番（本田忠良君）　あまり測定値が正確に測れないということであれば、正確に測れるような機械の購入は考えられないでしょうか。

以上です。

○議長　当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長　お答えいたします。

まず、一つ簡易測定というお話でしたのでベクレル調べるセンターにも同じような形式の機械がございます。まず、それで測れるかどうかというお話を先にさせていただきますと、簡易測定器はおのずと限界がございます。具体的に言いますと、今現在はセシウム134、137からのガンマ線を測るということになるんですが、残念ながら井戸水、つまり地下水の中には鉛の仲間から出るガンマ線もございまして、今の簡易測定器を使いますとそれも拾ってしまうと、実際より高く出てしまうという欠点がございます。それでも良いというふうな前提であれば、測って測れないことはないんですけども、実際より大きな数字で悩ましいという問題になりますと、やはり合理的ではないのではないかと、最終的にはやはり専門機関に持って行くというふうなことになるので、いま現在、ベクレル調べるセンターでも地下水等の測定をしておりません。あと、その他の方法については、今住民課長が答弁したとおりです。

今後、更なる制度の高い機械を購入する予定はないのかということなんですが、測定機械、かなりの種類がございます。数千万円する物から数百万円単位の物がございます。そういった供給の体制まだまだ整っておりませんが、逐次そういった情報を仕入れまして、もし比較的低い値段で購入できるのであれば町としては導入を考えていきたいと思いますが、しばらくの間は精密機械がある所で最終的な確定検査をしていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・・ 休 憩 ……………

○議長 それではここで暫時休憩をいたします。なお再開は午後1時といたします。

(休憩 午後11時59分)

< 休 憩 >

(再開 午後1時)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き再開をいたします。

○議長 13番鈴木利一君！質問席に登壇願います。

質問を許します。

○13番(鈴木利一君) 先に通告をしております校外学習の充実における子育て支援について、質問させていただきます。

一つ目に、御木沢小学校において、本年度の入学児童が御木沢小学校校区の対象となる児童数の半分に満たない5名の児童しか入学しなかったという問題であります。その原因は御木沢地区の歴史的なことも確かにあると思います。しかし、最近の家庭の核家族化の問題、そして、両親の共働きで帰宅時間が遅くなる問題、そういった事で子どもを仕事が終わる時間まではなんとか預かって欲しいと、そういった保護者の要望があるのではないのか。そこで、午後6時までは預かってもらえる中央児童館のある三春小学校へ、越境入学をせざるを得ないということになってしまう。それが、今年度の御木沢小学校の入学児童が極端に少なかった大きな要因と思われるのですが、町の考え方を伺いたいと思います。

二つ目に、現在、実施している中央児童館、定員をオーバーして受け入れている問題等、運営上の問題があれば伺いたいと思います。

三点目なのですが、これから、ますます核家族化や両親の共働きが増えてくることが予想されます。それに伴って児童館や児童クラブの設置要望も増えてくることが予想されます。そこで、まだ実施していない小学校区について、児童館や児童クラブの今後の開設の考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 質問にお答えいたします。

1点目についてですが、長期休業中や、平日夕方6時まで預かってくれる児童クラブが御木沢地区にはないから、今年度の御木沢小学校の入学児童数が予定されていた児童数より少なかったのではないのかということですが、保護者の申し出等から確かに要因の一つとしてであると認識しております。

2点目の中央児童館、岩江児童クラブでの利用者からの要望や運営上の問題点についてですが、中央児童館につきましては、暑さ対策として遊戯室へのエアコンの設置要望がありました。現在、エアコンの設置工事を進めており1月中旬に完成する予定となっております。

す。また、桜川河川改修により児童館の庭の面積が約5分の1縮小されることになっておりますが、児童の安全確保を第一に改修工事に対処して参りたいと考えております。岩江児童クラブにつきましては、岩江センターの中にあり、建物が必ずしも児童用の設備となっておりますので、一部利用に支障がございます。今年度中にトイレや洗い場等の一部を改修することにしております。今後ともより良い環境づくりに努めて参ります。

3点目の児童館、児童クラブの今後の実施計画についてであります。以前より御木沢地区から児童クラブ開設の要望がありましたので、来年4月から御木沢地区に児童クラブを開設する計画を進めております。今後とも地域の要望等を考えながら検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 来年度から御木沢小学校で児童クラブの開設を予定しているということですが、いま現在、御木沢地区から三春小学校に越境通学をしている児童、この方々をどうしていくのかという問題と御木沢小学校でいま希望を取っているかと思うんですが、少人数になった場合、例えば5人とか10とかになった場合に、途中で計画を止めたとかそんなことがないのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 平成24年度、つまり来年入学するお子さんの数をちょっと申し上げます。町の教育委員会で小学校を指定しております。17名指定をいたしました。うち5名がですね、いろいろな理由のもとにですね、多くは先ほどのような理由になりますが、三春小学校へということで申し出がでございます。それで、実は本日の夜ですね、御木沢小におきまして児童クラブの説明会を開催する予定になっております。もちろん、この5名の皆様の中にも、もしかすると児童クラブができるのであれば、という方もいらっしゃると思われましたので、ご案内を差し上げてございます。あと今ですね、三春小の方に来ている児童等にはですね、特に案内等は差し上げてはございません。

人数等が少なくなった時ということでございますが、開設する方向で検討しております。現在も、実は御木沢小ではまほらっこ教室、これは児童クラブとはまた別のですね、ものでありまして、放課後4時まで低学年のお子さんを見るという、そういう事業がございまして、そちらがですね、本当は4時なんですけれども御木沢は特別に要望がありまして、確か7、8人だったと思いますけれども、現在6時まで延長して見ているという状況がございまして、ニーズとしてはある程度あると認識しております。

ちなみに補助金というものがありまして、補助金を頂ける人数はですね、20名という数がございます。目標にはしておりますけれども、それより少ないから開設しないという考えはございません。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） また、その他、御木沢小学校以外、未実施校区がありますが、それらについて、保護者等にこの児童館、児童クラブに対する要望等のアンケート調査、そう

いったものは考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えいたします。

他の地区につきましては、特にアンケートを取るというようなことは、現在は考えておりませんでした。要望があれば考えて参りたいと思いますが、これにつきましては、先ほど目標とする人数を20名と申しあげましたけれども、その他、施設の問題もございます。御木沢小の方はですね、たまたま体育館の方に小さな部屋がございまして、そちらは学校と分離した形でそういうものができるといことでありますので、そういうことから前向きに検討しているところでございます。他の地区はですね、なかなかその辺難しいところもあるかと思っておりますので、施設それから要望等を鑑みまして、今後、総合的に判断して参りたいと思っております。

以上です。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので先に通告しておきました事項についてお伺いいたします。

1件目、三春町地域防災計画の見直しの進捗状況と消防施設整備並びに火災時の水利の適正化についてお伺いいたします。前回の一般質問で三春の地域防災計画の見直しの進捗状況についてお伺いいたしましたが、あれから3ヶ月を経てどの程度進展したのか。その内容とこれからの工程についてお伺いいたします。

また、3月11日の大震災、原発事故など未曾有の災害が起りましたが、この時でもですが、災害が起れば私たちは消防団の皆さんにお世話になります。今、消防団員の数の減少や、また、仕事の都合で思うような活動が出来ない場合もあり、大変な中で地域のために一生懸命に活動してくれております。このような中、町は少しでも活動しやすい環境づくりをして支援しなければならないと思っております。その一つとして、消防施設、屯所の整備、駐車場の整備等が考えられます。平成21年から25年までの「消防施設整備の維持管理及び整備の指針」の中にも、「災害時に効率的な消防活動を行うため、適正な屯所の配置を進める」とか「老朽化した屯所の新設、改築は随時行う」等の文言があります。この25年までの間に桜川河川改修事業が進められていますが、その中で該当する屯所や駐車場の整備等、この事業と連携できれば効率よくその整備が進むのではないかと思います。

また、同様にこの工事により、堰がなくなり水利の確保について関係者が十分に話し合っていくこととは思いますが、河川からの水利の確保だけではなく、様々な適正な水利の確保も検討していくことが必要かと思っておりますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 質問にお答えいたします。

三春町地域防災計画につきましては、9月に三春町防災会議を開催し、委員からの意見を伺うなど、修正に向けて検証中であります。市町村防災計画の修正を行うには、県知事との協議が必要でありましたが、今年9月に法改正がされまして、修正後の事後報告となり、協議は不要となりました。これにより、今までより迅速に修正を行うことが可能になりましたが、国・県の防災計画との整合性は必要となりますので、現在、中央防災会議、県の防災会

議で現在検証中である国・県の防災計画との整合性を図りながら、町防災計画の修正を行いたいと考えております。修正の内容としましては、計画のすべてを見直すのではなく、今回の震災を受け、現在の計画に不十分な点や追加すべき点を中心に見直しを行っております。特に、原子力災害対策の追加について、現在、検討をしているところであります。

町防災計画については、引き続き関係団体との協議、国・県の防災計画の動向を確認しながら修正を行っていきたいと考えております。

次に2点目の質問にお答えいたします。現在の消防屯所、消防センターは23ヶ所あり、昭和41年から平成15年にかけて建築されております。お質しのおり建築当時と周辺環境が大きく変化している場所もありますし、老朽化が進んでいる建物もあります。このような状況を踏まえて、ご質問の中にもありましたように町と消防団が協議し三春町消防団活動の指針、消防施設・設備の維持管理及び整備の指針を策定しました。効果的かつ効率的な消防力の整備を行ない、充実した消防団活動を行っていただくため、消防屯所の統廃合、新築などはこの指針に基づき進めているところであります。

3点目の質問にお答えいたします。河川改修前の桜川には消防堰が八幡町から新町にかけて9ヶ所設置されています。消防堰はその利用者、町なり消防団が河川管理者の許可を得て、設置、管理するものですが、河川法により河川改修後の設置許可が難しいことから、県の理解を得て落差工という河川施設として消防取水場を整備していただいているところです。設置場所や数は現在とほぼ同じ位置に設置することで進めております。実際に雁木田地内では今年完成し、落差工を三春分団で使用し、消防水利として使用することが可能であることを確認したところであります。消防水利の確保につきましては、消防堰のほか、消火栓、合わせて地下式防火水槽整備も考慮しながら、地元消防団等と協議検討して整備を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番(日下部三枝君) 今の説明の中で、計画の中身、内容については分かったのですが、その計画を作る工程ですね、これからだいたいどれくらいの年月をかけてと言いますか、どのくらいの工程でそれができるのか。それをお聞きしたいと思います。

それから、これから統廃合しながら消防屯所の新設も考えていくということでしたけれども、水利の件については河川改修事業との連携という話しが今でました。屯所については、今度の河川改修の中との兼ね合いというのはどんなものなのかをお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 1点目のですね、町の地域防災計画の見直しの工程ですけれども、先ほど述べましたように国・県においても防災計画の検証を始められております。今年なんですけれども、県の今の工程では県は24年度からですね、実施の見直しを始めるという工程のようでもありますけれども、先ほど答弁しましたように町の防災計画、9月の時も答弁しましたように200ページくらいにわたる防災計画ですので、それを全部見直すということは時間的にも掛かりますので、例えばですね、初期体制とか構成団体とか、いま出来るだけ早くですね、見直すべき箇所について今年度を目途に見直しをして、それでスタートをしたいという考えでおります。

それから、2点目の消防屯所整備についてなんですけれども、町全体の消防屯所、先ほど答弁した中でもですね、センター方式について、いま一地区について検討を進めておりますし、当然、三春地区、三春分団の箇所についてもですね、老朽している屯所についての要望等がありますので、それらについても地元消防団なりと検討を進めて行きたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の説明でだいたい分かったんですけども、この計画ですけれども全体の計画はとてもページ数も多いしということで、場所場所によってということなんですけれども、関係団体とということで協議を進めて行くということなんですけれども、議会の方に全協とか、そういうところにお話しは持ってこれるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本総務課長！

○総務課長 地域防災計画に関わらず、町の計画を策定する場合に議会の全員協議会等で報告をしてご意見等を頂いておりますので、当然、地域防災計画につきましても、そのような形で対応して行きたいと考えております。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 2点目に移ります。

福島第一原発事故後、あとから出てくる子どもへの影響に対する対応についてお聞きしたいと思います。3月11日からまもなく9ヶ月になりますが、今までのこの事故に対する町の対応は大変高く評価できるものと思っております。ただ、この9ヶ月間の中で、例えば子ども達が普通なら表で駆け回って遊んでいたり、体育の時間に表で授業を受けていた時期がずっと屋内で活動しなければならなかったりして、体力低下は大丈夫なのだろうか。また、地元産の食材が使えないために、高価な食材を使わざるを得ないことで栄養面にしわ寄せがきているのではないだろうか。また、学校が休みになったり、校舎の被害や夏に戸や窓が開けられなかったりした中での授業で、精神的な苦痛等も起き、特に学力等の低下に影響がないだろうか等、子どもの成長過程の影響について町民の中には心配している人達がおられます。これらの心配について、当局の考えと対応策等についてお伺いいたします。また、被ばく状況についての体調管理については、県の健康調査票の活用を考えているのかと思っておりますが、まだ、内部被ばく調査が行われていないなか、これからの子ども達が成長して行く過程で、どのような対応を考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 第2の質問にお答えいたします。

これから私たちは、低線量下での長期被ばくという、因果関係がはっきりしない、言い換えれば、誰も「安全だ」とか「危険だ」とか断言できない状態で暮らしていくこととなります。このことを前提にお答えさせていただきます。

1点目の体力低下については、土ぼこりやホットスポットに気を付けることは必要ですが、屋外活動を取り入れて体力向上を図ることは重要なことですので、町としては徐染を早期に

進めて参りたいと考えてございます。

2点目の栄養状態についてですが、放射能が心配で食べるものがないという状態ではございません。食品放射能検査所ベクレル調べるセンター測定結果によりますと、暫定基準値を満たした農産物については、野菜類を中心に町内産であっても、ほとんどが定量下限値20ベクレル/kg未満でございました。実際には、この他に県外産や輸入食品なども食べていることから、内部被ばくは極めて小さいものと考えてございます。ただ、最終的に何を選ぶかは、個人の判断となります。その判断の材料として、町では測定結果を継続して公表して参ります。

3点目の学力等能力低下については、冒頭に申し上げましたとおり、原因を放射線に特定することは合理的でないというふうに考えてございますが、家庭や学校を通して、子供のストレスを軽減するための工夫を凝らすということは重要だと考えてございます。

4点目の被ばくによる体調管理についてですが、11月24日からホールボディカウンターによる内部被ばくの測定を開始してございます。町内の小学生、中学生については、日程を組んで順次受けていただいております。もう1点の、甲状腺検査についても早期に実施できるよう検討を進めているところでございます。こういった定期的な内部被ばくの状態の測定に加え、1点目から3点目まで申し上げました、ちょっと地道な取り組みになろうかと思うんですが、そういったある意味、創意工夫が必要といことは事実でございますので、そういった測定とそういった創意工夫の組み合わせで、何とか乗り切っていければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の答弁の中で、これからの子どもの学力とか、そういう能力低下については、そのストレスの軽減というのが大事なことになるのではないかという話が出ましたけれども、例えばどのようなことを考えておられるのかちょっとお聞きしたいということと、それから、ホールボディカウンターの件なんですけれども、これはこの前も話をして徐々にやっていけるということだったんですけれども、いつから始まって、これは1回で、その人1回で終わりになるのか。それとも、例えば1年とか何ヶ月後にまたそれをその子どもたちに、もう1回その検査ができるのか。それから、ホールボディカウンターの場合、いま現在、子どもたちに対しては無料という話ですけれど、やはり大人の人達も受けた人達もいるわけですね、この人達は一応、有料ということになっていきますけれど、こういう人達に対しても無料ということは出来ないのかどうなのか。その辺お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 一つ目のストレス軽減の具体的な方法はというふうなご質問でございました。かなり幅広い話題ではございますので、保健福祉課で例えば子どもさんが保健センターの開放日等をご利用になっておりますので、そういった話を踏まえてお答えさせていただきますが、一つ目には体力向上ということになりますと、やはり屋内の遊び場ということで

緊急避難的な場所の確保というのも必要だというふうには思うんですが、ただ、三春町全部がすべて危険な環境なのかということではないということでございます。今になりますと空間線量計もかなり台数が減ってございまして、それを基に除染活動等を行って頂いている訳ですが、そういった機械をきちんと使っていけば三春の町内であっても屋外であっても低い所は必ずあるのではないかとこのように想定してございます。そういった場所を有効に活用していただくと、やはり屋内の遊び場も必要だと思うんですが根本的には屋外での活動、これは重要だというふうに考えてございますので、是非ともきめ細かく見ていただいて、そういった所を是非活用を考えていただければなというのが1点目でございます。

二つ目のホールボディカウンターの関係ですが、まずこの測定計画の全体を説明させていただきます。これはすべて県の県立医科大学が中心となって放射能医学の研究所、放医研の指導の下に行うことになっております。ただし、線量の高い地区から優先的にやると、ごく限られたスタッフしかいないので線量の高い地区からやっていくということが大前提になってございます。そうしますと線量が高いということになりますと、中通り地方には福島、本宮、郡山と三春より線量の高い大規模な人口を抱えている所が控えてございますので、県の言うとおりの順番を守っていますと三春の子どもたちはいつになるのか分かりません。そういうことを踏まえましてできれば早く受けさせたいという気持ちがございました。県内の公的機関のホールボディカウンターはすべてそういった事情で県関係に抑えられてございます。自由に使えるのは民間病院ということになります。この度、平田村にございます平田中央病院の方のホールボディカウンターを契約は必要ですが「特に18歳以下の子どもさんについては無料で測定できます。」と好条件をご提示いただきましたので、是非ともお願いいたしますと、ただ、大人についてはこれは民間病院、つまり任意測定という位置付けになってしまいますので、やはり病院関係の人件費等の工面もあるんだと思います。費用は掛かります。定価ですと12,000円のところを、「そういうことでご苦勞されているということで6,000円でいかがでしょうか。」という条件をあえて受け入れました。そういった判断でやってございます。ですから、最低限子どもさん達は最優先でやらせていただきたいと、しかも無料でやる環境を整えたいと、ただ、大人の方については大変ぶしつけで恐縮なんですけれども、もう少し待っていただいても良いのかなという状態。ただ、どうしても心配だという場合には、申し訳ないけれども有料で受けさせていただきたいとの基本的な考えでございます。その6,000円について助成する考えがあるかどうかということなんです、それについては考えてございませぬ。申し訳ないですが、そういった位置付けでご理解いただきたいと思います。

あと、今後のホールボディカウンター、ずっと測定を続けるのかという趣旨のご質問だと思うんですが、これもまだ県の方では、はっきりはしておりませぬ。ただ、いまやっているのは緊急被ばく対応、つまり3月の原発事故で大量に浴びたであろうと、それがどれくらいの影響かというのを調べるのを最優先にやっていると。ただ、最優先、大至急やるといっても三春が先ほど年間かかるか分からないと話したとおり、少し長期的な話しになるのかなと。そういった最初に浴びた内部被ばくに加えて、最近はその後、例えば食物を通しての内部被ばくがあるのではないかとこのように、やはり県の中にはどうもあるようです。そうしますと、当初は緊急被ばく、事故によってどれくらい内部被ばくをしたのかを測るということで当分はやっていくと、その後は、定期的にいろんな物を食べているけれど、例えば1年に1回、2年に1回、自分はどれくらい被ばくをしているのかという調べる環境が必要ではないのかというふうなのが、まだ公的、公式な意見になっておりませぬけれども、そういった加減があるようです。その辺につきましては、近いうちに国、県の方で方針をしっかりとさせるので

あろうというふうには期待はしておりますが、そういった動向を踏まえまして、町も特に子どもさんについては先取りして、早くやって行きたいということを考えてございます。

○議長 遠藤教育長！

○教育長 体力とか学力のところは話題になっておりますので、補足ということでお話させていただきます。

体力の低下ということでございますが、これは運動会をですね、春にやるべきところを秋にやったりしてございましたので、確かに秋の運動会の時にそういうお声も聞きました。肥満傾向のお子さんが多いのではないのかということもありました。確かにそういう傾向は各学校で調査をいたしました、そういう学校もあります。それで、これは校長会の方で6月から体力低下につきましては話題にしておりまして、室内でサーキットトレーニングというのですが、ここでは跳び箱をやったりとか体育館を1周するとどのくらいの運動量があるとかですね、そういうことでサーキットトレーニングをやろうとか、それから、表土除去をやりましたのでマラソン大会、これはだいたい秋にやっているんですが、これも計画的に子ども達を9月頃から動かして、そして11月のマラソン大会につなげようとか、各学校で工夫をしてですねやっております。先日は新記録が出たということで報告があった学校もございました。あと、縄跳び大会もですね、前倒をして練習を繰り返しているとか、そういうことで各学校ではそれぞれですね、工夫をしながら体力、確かに一時は低下したと思えますけれども、回復に努めているところでございます。

それから、学力の話ですが、全国学力テストにつきましてはやりました。一応、平均とかそういうのも出ましたが、なにと比べるものがないんですね。全国でやっておりますので、ですから町内の学校五つとか六つとか比較した表を出しまして、そして、自分の学校について分析して補充をお願いしますということでやっております。2月にはMRTという、毎年やっているテストがございますので、これを見れば学力低下とかですね、その辺ははっきり科学的に分析できるかと思えますが、いまのところはないようには思っております。

それから、ストレスとも関係があるのですが、県では最近放射能の勉強をするということで、先生方の研修をしているという報道がつい先日ございましたが、三春町ではいち早く6月末にはですね、標準の授業案を作って各学校で実施してございます。それで子どもたちの反応なんです、「怖いと思っていたけれども正しく放射能と付き合っていけばいいんだ。」とか「放射能はいままでも私たちの生活に結びついて良い方にも使われていたんだ。」とかいろいろ科学的に勉強すると正しい理解になりまして、「おっかない。」という不安から開放されたというアンケートがございます。ということで、いろいろ工夫をしながら学校ではそれぞれやっておりますので、体力、学力等につきましては今のところそうは心配いらぬ状況ではないかと思っております。

以上です。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） ホールボディカウンターについてちょっとお伺いします。先ほどの話で、緊急被ばく対応ということで今回ホールボディカウンターのことは民間の病院で平田村のところという話でした。ただ、この時の答弁の最初のところで、今やっぱり心配になってきているのが、低線量化の中でこれからどういうふうになっていくかという、長期間の話になってきた場合にホールボディカウンターの定期的な検査ということ、いま県の

方でも考えているという話になってきますと、定期的に今度は毎回毎回、平田村にという話も出てこないのではないかと、ちょっと考えていくと、前に議会の方でも同僚議員の人が「三春病院の方にそれは設置できないのか。」という話もできましたけれども、定期的に長くなっていった場合には、そういう方法もどうなのかなちょっと考えたんですけども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

工藤保健福祉課長！

○保健福祉課長 お答えさせていただきます。

今後、長期化すれば定期的なチェックが必要というふうな検討は確かに県の方で進めてございます。そうであれば、毎回毎回、平田村まで通うことは合理的ではないのではないかと、町立三春病院で設置をしてはどうかというふうなご質問だと思います。

現在の体制なんですけど、先ほども触れさせていただきましたが、今は対象者人数が多すぎて一巡するまで時間が掛かるというふうな現状でございます。それで、今度長期被ばくの定期的な中間点での確認ということになりますと、まだ、これは言い方を変えれば時間的な余裕があるというふうな話しになってございます。例えば2年後、3年後になってきますと県、あるいは郡山市、県で導入する物、あるいは市単独で導入する物、県の計画としてはすべて県と同じ基準で運用して、それぞれに相互利用も想定しているようでございます。そういった基本的な計画があるものですから、仮に三春病院で設置してということで、三春の町民を優先してということも確かに考えとしてあろうかとは思いますが、機械を入れれば良いということではございませんで、それを操作するスタッフ、技術養成というのはこれはかなり今までの蓄積や技術を要することなので、やはり小さな町で設置するという点については、これも逆に機械を導入して実際に供用できるまでには相当な時間が掛かると思っております。整理しますとそういった時間的なことを考えると数年後にはかなりの台数が我々の近くの環境にあって、それがどここの物だというふうな仕切りがなくて、「今日はどちら病院で」「今日はどここのセンターで」という環境になるのかなというふうに、今のところは考えてございますので、そういった動向を見極めるということをお優先させていただきたいというふうに考えておりますので、現在のところ三春病院にすぐに導入するというふうな考えは持ってございません。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは3件目に移ります。

国策に対する町の考えを示す方法についてお伺いたします。

このところ消費税・住民税・所得税の値上げ、年金の引き下げ等、一般町民にとって身近で影響の大きな問題が国で検討されております。町の政策としてはどうすることもできないと思いますが、しかし、年金の引き下げ一つを取ってみてもスライド制で物価が下がっているのを2年間据え置いたからと引き下がるということを検討しているようですが、国民年金の額を考えても憲法で保障されている文化的最低限度の生活ができる額では到底ないと考えられるわけで、そのうえ税金の値上げ等、どう考えてみても机上の論理としか思えないのですが、このことを町に話しても町の管轄外ですのでどうしようもないと思います。

しかし、このようなことを一般町民はどこにぶつけてよいか、閉塞感を持って日々過ごしているようです。もちろん、町民の思いが町当局の考えと一致していることばかりではありません。町民の目線に立って、国策に対して町としての意思表示をこのようにしているのだ

ということを町民に示すことも必要と考えております。先に町・議会・区長会とで東電への損害賠償請求を行いました。あれは大変良いことだと私は思っております。町として様々な意思表示の仕方があると思いますが、どのような方法で、どのような場面で国の方に意思表示をしているのか、町民に分かるように知らせていただければと思いますので当局の考えをお伺いします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 お答えをいたします。

国策に町の考え方を示す方法ということであり。本年5月に国と地方の協議の場に関する法律が公布されました。ご指摘のような地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施については、関係各大臣と地方6団体の代表者が協議を行うこととなりましたので、町村会や町村議会議長会が町村の意見を集約する際に、三春町の考え方を示すということになります。

また、この国と地方の協議の場のほかにも、地方6団体は、地方自治に影響を及ぼす法律等に関し、内閣に意見を申し出たり、国会に意見書を提出したりすることができますので、町の考えをしっかりと伝えていきたいとそういうふには思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 それではこれにて一般質問を打ち切ります。

……………**散 会 宣 言**……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、これをもって散会といたします。大変ご苦勞様でございました。

(午後1時48分)

平成23年12月14日(水曜日)

1、出席議員は次のとおりである。

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2、欠席議員は次のとおりである。

なし

3、職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 原 毅 書記 近内 信二

4、地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	深谷 茂

総務課長	橋本 國春	財務課長	村上 正義
住民課長	橋本 清文	税務課長	佐久間 收
保健福祉課長	工藤 浩之	産業課長	新野 徳秋
建設課長	影山 常光	会計管理者兼 会計室長	吉田 功
企業局長	橋本 良孝		

教育委員会委員長 職務代理者	井上 聡	教育長	遠藤 真弘
教育次長兼教育課長	大内 馨	生涯学習課長	遠藤 弘子

農業委員会会長	大石田 紘一
---------	--------

代表監査委員	野口 邦彦
--------	-------

5、議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成23年12月14日(水曜日) 午後2時開会

- 第1 議案の提出
- 第2 提案理由の説明
- 第3 議案の質疑
- 第4 議案の委員会付託
- 第5 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査
- 第6 付託議案の委員長報告

第 7 議案の審議

議案第 8 1 号 東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について

議案第 8 2 号 三春小学校冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 3 号 岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 4 号 御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 5 号 中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 6 号 三春中学校冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 7 号 沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について

議案第 8 8 号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 9 号 三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 0 号 平成 2 3 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 9 1 号 平成 2 3 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 9 2 号 平成 2 3 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

(追加)

議案第 9 3 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 4 号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

議案第 9 5 号 福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について

閉 会

6、会議次第は次のとおりである。

(開会 午後 2 時)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは大変ご苦勞様でございます。

会議に先立ち報告をいたします。執行者側より、事業開催主催者のため武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として、井上聡教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届け出がありましたので報告をいたします。

○議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第 9 3 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 9 4 号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」の 2 議案が提案されました。

これを日程に追加し、日程第 1 として議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 3 号、議案第 9 4 号を日程に追加し、日程第 1 として議題とすることに決定をいたしました。

日程表並びに議案書を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(日程表・議案書の配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

……………・… 提案理由の説明 ……

○議長 それでは日程第2により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 それでは追加議案の説明をいたします。

議案第93号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。福島県人事委員会勧告に伴い、職員の給料月額と給与構造改革における経過措置額の算定基礎額の引き下げ、また、病気により月の途中で退職した場合には給料額を日割り計算するように改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第94号、副町長の選任につき議会の同意を求めることについて。副町長深谷茂については、平成23年12月19日で任期満了となるため、新たに橋本國春を副町長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

……………・… 議案の質疑 ……

○議長 日程第3により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第93号、議案第94号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第93号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第94号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

……………・… 議案の委員会付託 ……

○議長 日程第4により、議案の委員会付託について。

ただいま議題となっております議案第93号については、総務常任委員会に付託することとし、議案第94号については、人事案件でありますので、全体会で議案調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

……………・… 休憩 ……

○議長 ここで、議案調査のため暫時休憩をいたします。再開は、追って連絡いたします。

なお、ただちに総務常任委員会を開催していただきたいと考えてございます。その他の議員におかれましては、全員協議会室にご移動を願います。

(休憩 午後2時4分)

< 休 憩 >

(再開 午後2時31分)

…………… 再 開 ……………

○議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第5により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 付託陳情事件。総務常任委員会が12月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

なお、審査については、12月12日、第1委員会室において開会いたしました。

陳情事件第4号、福島県内すべての原発の廃炉を求める陳情書。

陳情者、新日本婦人の会田村支部、代表佐藤瑛子。

本陳情は、事故発生から9ヶ月が過ぎても、未だに収束されない福島原発事故への、政府・東京電力の取り組みや補償問題に対する、福島県民の不安・不信や放射能という目に見えない恐ろしいものと日々戦いながら、不安の中で福島県民が生活していること、また、6月15日には、福島県復興ビジョン検討委員会が、基本理念として原子力に依存しない安全・安心で持続的な発展可能な社会づくりを掲げたことを受け、次の事項について要望しようとするものであります。

1. 福島第一原発・第二原発は廃炉にすること

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第6により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月8日、12日、13日及び14日の4日間にわたり、現地調査を含め、第1委員会室において開会いたしました。

議案第88号、三春町税条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、軽自動車税の納

期について、県自動車税と同一とすることで納税者の納め忘れ等を防止する観点から、現行の4月納期から5月納期に変更するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第4号）全般について、詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、町たばこ税、消防費国庫補助金、消防費県補助金、財政調整基金繰入金、消防債等の追加と個人町民税の減額であります。歳出については、人件費、非常備消防費、予備費等の追加が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、平成23年福島県人事委員会勧告に伴い、職員の給料月額と給与構造改革における経過措置額の算定基礎額を引き下げ、また、病気により月の途中で退職した場合には、給料額を日割り計算するように改めるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 12月定例会において、経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月8日に日程設定を行い、12月12日、13日の2日間、現地調査も含め第4委員会室において開会いたしました。

議案第81号、東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について。

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、東日本大震災により被災した堆肥センターの復旧工事請負契約について、議会の議決を求めようとするものであります。慎重に審査いたしました結果、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

産業課長、建設課長の出席を求め、補正予算（第4号）についてそれぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、国庫支出金、県支出金の補正で、歳出については、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 12月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月8日に日程設定を行い、12月12日、13日の2日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第82号、三春小学校冷房設備設置工事請負契約について。

議案第83号、岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について。

議案第84号、御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について。

議案第85号、中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について。

議案第86号、三春中学校冷房設備設置工事請負契約について。

議案第87号、沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について。

以上6案について、教育長、教育課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。

これらの議案は、小中学校及び幼稚園に対する冷房設備設置工事請負契約について、議会の議決を求めようとするものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について。

生涯学習課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。

本案は、交流館の電気の基本使用と時間外使用との間にある設定時間の差異を整理するとともに、電力使用料を統一するため、本条例の一部を改正するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成23年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

教育長、教育課長、生涯学習課長、住民課長、保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第4号）について、それぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入においては、国庫支出金、県支出金、繰入金、地方特例交付金及び町債の補正であり、歳出においては、民生費、衛生費、消防費、教育費、総務費及び災害復旧費の補正であります。所管にかかる事項について、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）について詳細な説明を受けました。

今回の補正予算は、歳出において療養諸費、償還金及び還付加算金の追加と予備費の減額であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

保健福祉課長の出席を求め、補正予算（第2号）について詳細な説明を受けました。今回の補正予算は、歳入においては国庫補助金、一般会計繰入金の追加で、歳出においては総務管理費、介護予防サービス諸費、特定入所者介護サービス等費などの追加であり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

議案第81号「東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号「三春小学校冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号「岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号「御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第85号「中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号「三春中学校冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号「沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 89 号「三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 89 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 90 号「平成 23 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 90 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 91 号「平成 23 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号「平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第94号「副町長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

○総務課長 私にかかわる議案でありますので、退場を許可願います。

○議長 退場を許可いたします。

(橋本総務課長退場)

○議長 これより、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これより、議案第94号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本國春氏を副町長に選任することに同意することに決定いたしました。

○議長 橋本総務課長の再入場を許可いたします。

(橋本総務課長入場)

○議長 ただいま、副町長の選任に同意をいたしました橋本國春氏が、ここにおいでをいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思っております。

○橋本総務課長 ただいまは、副町長の議案に同意をいただきまして大変ありがとうございました。

私は昭和50年に役場に勤めて、今年で37年になります。この間、皆様方にいろいろお世話になりまして仕事をまっとうすることができました。今回、また、新たな気持ちで、新たな考え方で職務にまいしんして参りたいと考えておりますので、今まで同様、ご支援とご鞭撻をお願いいたします。簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、3番影山初吉君外2名より、議案第95号「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第95号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配布)

○議長 配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第95号、「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番影山初吉君！

○3番(影山初吉君) 議案第95号、「福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成23年12月14日提出

提出者、三春町議会議員 影山初吉。

賛成者、三春町議会議員 佐久間正俊。

賛成者、三春町議会議員 小林鶴夫。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成23年12月14日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

…………… 町長挨拶 ……………

○議長 本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 改選後、初めてとなる12月定例会、議員各位には精力的に議案の審査をしていただきまして、ただいま、全議案、可決、同意をいただきました。誠にありがとうございます。

12月定例会が終わりますと、まもなく新年を迎えるわけでありますと同時にですね、寒さが増してまいります。十分、健康に留意の上、今後のご活躍を心よりご祈念を申し上げて挨拶いたします。

ありがとうございました。

……………閉 会 宣 言……………

○議長 この定例会期間中、ただいま、町長が申しましたように、精力的かつ慎重審議をいただきまして、無事終了できますことに議長としても心から感謝を申し上げたいとこのように思います。

これをもって、平成23年三春町議会12月定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉会 午後3時2分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月14日

福島県田村郡三春町議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第81号	東日本大震災農業生産対策交付金堆肥センター復旧工事請負契約について	全員	原案可決
議案第82号	三春小学校冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第83号	岩江小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第84号	御木沢小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第85号	中郷小学校ほか冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第86号	三春中学校冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第87号	沢石中学校ほか冷房設備設置工事請負契約について	全員	原案可決
議案第88号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第89号	三春町交流館条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第90号	平成23年度三春町一般会計補正予算(第4号)について	全員	原案可決
議案第91号	平成23年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第92号	平成23年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第93号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第94号	副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	全員	原案同意
議案第95号	福島県内すべての原発の廃炉を求める意見書の提出について	全員	原案可決